

ふるさと山林売買等監視システムに 関する検討委員会提言書

平成24年12月28日

ふるさと山林売買監視システムに関する検討委員会

【 目 次 】

はじめに.....	1
-----------	---

第1部 山林買収の現状と課題

I 山林買収の現状等.....	2
II 福井県の森林と水資源の概要.....	5
III 山林売買等に係る現行法による規制状況.....	12
IV 国の法整備に関する取組状況.....	14
V 外国資本等による山林買収への各都道府県の対応状況.....	17
VI 外国資本等による山林買収への本県の対応状況.....	20
VII ふるさと福井の山林売買の監視等に関する要綱骨子.....	22

第2部 ふるさと山林売買等監視システムの構築

提 言

I 森林の公益性の度合いに応じた監視区域の設定と土地取引に関する事前届出等	24
II 地下水等水資源の保全.....	28
III 適切に森林管理できない者による森林所有を防ぐための対策.....	30
IV 県民総ぐるみで森林を守るための意識啓発・気運の醸成.....	34
V 森林所有者情報等の収集体制の整備.....	36
VI 小規模な林地開発行為.....	41
VII (仮称) 福井県水源地域保全条例 の骨子素案	42
VIII 水源地域保全のためのふるさと山林売買等監視システムのイメージ	50

はじめに

近年、全国各地で外国資本等による山林買収の動きが活発化しつつある。その理由はさまざまであると思われるが、買主の水資源の過剰取水による地下水の枯渇や森林資源の無秩序な伐採等による森林荒廃など、危惧される問題が少なくない。

こうした新たな課題に対応する必要性が高まっているなかで、山林売買等に係る現行法がこれらに的確に対応できるかというと、不十分と言わざるを得ない。

他方、平成12年に実現した地方分権改革により、自治体の自己決定権が強化され、とりわけ、条例制定権が自治体のすべての事務に及ぶことになるなど、大幅に拡充された。自治体はこうした権能を発揮しつつ、憲法で保障された地方自治の本旨のもと、地域の課題に立ち向かっていくことが求められる。

このような自治体を取り巻く環境の変化に応じ、森林環境を維持保全していくために、先進森林県などで条例整備が進みつつある。先行事例では、山林売買の事前届出を求め監視体制を築くことが主な制度設計となっている。法令にない独自制度として高く評価できるものである一方、山林売買の結果危惧される諸問題を直接解消するには至らない。手続違反の売買に対しても条例の十分な実効性を確保する手立てまでは講じられていない。こうした理由は、憲法94条にいう「法律の範囲内」の条例制定の限界に起因するものと思われる。

福井県では、上記の課題に直面するなかで、憲法や法令に適合しつつ、恵まれた森林環境を守り育てていくために、山林売買のルール化を検討することとし、林業団体および行政関係者と学識経験者からなる本検討委員会が組織された。

本提言書は、検討委員会で積極的な検討を行った結果、山林売買等監視システムの構築について一定の方向性を取りまとめたものである。なお、提言書では、「監視システム」として監視区域の設定と同区域内での売買等の届出の制度化等をまず提案することとしたが、それだけでは上記先進県でも課題となっていた想起しうる諸問題への根治的な対応とならないため、「地下水等の水資源の保全」、「森林の適切な管理」をさらに提起することとした。そして、とりわけ重要な課題となる水源地域の保全のための重要な方策として条例の制定が必要と考え、その骨子素案も併せて示すこととした。

県当局には、本提言書を踏まえて、より適切な取り組みを進めることを望みたい。とりわけ、福井県にふさわしい制度設計としての条例制定に期待するものである。

なお、本検討委員会は4回という必ずしも十分とは言えない議論の機会であったこと、さらに、本提言書には県民意見が十分に反映されているものではないことは指摘せざるを得ない。今後、条例案についてのパブリックコメントの実施などを通じて県民参加を確保するとともに、議会での審議を経ることで、県の総意として制度を構築し、的確に運用されることを切に望む。

平成24年12月28日

ふるさと山林売買監視システムに関する検討委員会

委員長　出石　稔

第1部 山林買収の現状と課題

I 山林買収の現状等

1 山林買収の現状

(1) 背景

平成22年6月、北海道俱知安町の山林が中国系企業によって買収されていたことが判明するなど、全国各地で外国資本等による森林買収が増加していることが明らかになってきた。

外国資本等が日本国内の山林を買収する背景には、長引く木材価格の低迷等により林業採算性が悪化し所有者の森林に対する関心が希薄になっていること、戦後に植林された立木が40～50年経過し収穫期に入ってきており、資源量に比べ土地が安価なこと、今後の世界的な水資源問題を見越したビジネスとしての水源林の購入、世界でも類を見ない強い土地所有権、さらに地下水の取水制限がないなどが考えられるが、その目的は明らかでない。

諸外国では外国資本等による土地所有を制限する国が多い中、日本には土地所有に関する規制がなく、誰でも自由に購入できる仕組みとなっていることや山林を手放したい所有者がいることなどが要因としてあげられる。

※外国資本等（「外国為替及び外貨貿易法」における「外国投資家」に準じた定義）

- 〔・外国人（非居住者である個人）
・外国企業（外国法令に基づいて設立された法人または外国に主たる事務所を有する法人）
・国内法人のうち、外国企業等の出資比率が50%以上、または外国人の役員が過半数を占める法人
・外国企業等が資金調達の過半の融資を行うなど、外国企業等によって実質的に支配されている法人〕

(2) 県外の山林買収の現状

林野庁が平成24年5月に公表した調査結果によれば、7道県で60件、約786haの山林が外国資本等によって買収されており、その内北海道が721haと最も多く、その購入者は中国（香港）系と英領ヴァージン諸島の企業によるものが多い。

（林野庁・国土交通省調査 H24.5.11公表）

所在	譲受人の国名	面積(ha)	利用目的
北海道俱知安町 他11市町村	中国(香港) 他11カ国	720.7	資産保有、 転売等目的 他
山形県米沢市	シンガポール	10	資産保有
群馬県嬬恋村	シンガポール	44	資産保有
神奈川県箱根市	英領ヴァージン諸島、中国(香港)	1.5	別荘（自用・賃借）
長野県軽井沢町	英領ヴァージン諸島	3	別荘造成地
兵庫県神戸市	アメリカ	2	現況利用
沖縄県今帰仁村	中国	5	住宅（販売）
計	60件	786.2	

(3) 県内の山林買収の現状

県内での外国資本等による森林買収事例の情報は報告されていない。

(4) 県内の国土利用計画法に基づく土地取引届出件数・面積

1) 利用目的別の件数・面積

利用区分	平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年		平均	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
林業	2 件	3.8 ha	2 件	6.4 ha	2 件	6.4 ha	2 件	5.5 ha
資産保有	4 件	8.8 ha	2 件	3.4 ha	9 件	11.3 ha	5 件	7.8 ha
その他	0 件	0 ha	0 件	0 ha	1 件	6.7 ha	0 件	2.3 ha
計	6 件	12.6 ha	4 件	9.8 ha	12 件	24.4 ha	7 件	15.6 ha

2) 法人・個人別の件数・面積

利用区分	平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年		平均	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
法人→法人	0 件	0 ha	1 件	2.0 ha	4 件	9.1 ha	2 件	3.7 ha
法人→個人	1 件	2.3 ha	0 件	0 ha	0 件	0 ha	0 件	0.8 ha
個人→法人	1 件	1.6 ha	0 件	0 ha	1 件	0.5 ha	1 件	0.7 ha
個人→個人	4 件	8.7 ha	3 件	7.8 ha	7 件	14.8 ha	4 件	10.4 ha
計	6 件	12.6 ha	4 件	9.8 ha	12 件	24.4 ha	7 件	15.6 ha

3) 県内・県外別の件数・面積

利用区分	平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年		平均	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
県内→県内	6 件	12.6 ha	4 件	9.8 ha	12 件	24.4 ha	7 件	15.6 ha
県外→県内	0 件	0 ha	0 件	0 ha	0 件	0 ha	0 件	0 ha
県内→県外	0 件	0 ha	0 件	0 ha	0 件	0 ha	0 件	0 ha
県外→県外	0 件	0 ha	0 件	0 ha	0 件	0 ha	0 件	0 ha
計	6 件	12.6 ha	4 件	9.8 ha	12 件	24.4 ha	7 件	15.6 ha

(※1) 県土木管理課からの資料を基に作成

(※2) 地目が山林または保安林であるものおよび届出者が申告した土地の現況が山林のものを集計した

(※3) 国土利用計画法による届出が必要な土地取引面積要件

- ① 市街化区域 : 2,000m²以上
- ② ①を除く都市計画区域 : 5,000 m²以上
- ③ 都市計画区域以外の区域 : 10,000 m²以上

2 山林買収により危惧される事項

外国資本等に山林を買収された場合の危惧される事項は、以下のとおりである。

(1) 水資源の過剰取水

民法で「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」とされており、土地使用者が地下水を自由に取水することができるため、地下水が過剰取水された場合、将来的に地下水の枯渇や地盤沈下等の問題が発生する恐れがある。

(2) 森林資源（木材）の無秩序な伐採等による森林荒廃

国内に居所・拠点を有さない者が森林所有者になると、無断伐採や伐採後の再造林を放棄された場合に連絡が取りにくくなるため、植栽の義務を課すことや間伐などの森林施業の指導、勧告が事実上困難となり森林荒廃を招くことが危惧される。

(3) 産業廃棄物の投棄

国内に居所・拠点を有さない者が森林所有者になり不法投棄を行った場合、連絡が取りにくくなるため、原状回復命令を課すことが事実上困難となる。また行政代執行を行った場合も費用回収できないことが危惧される。

(4) 安価な土地の購入、リゾート開発（資産保有）

資産目的で所有した場合、無秩序な伐採や、無計画な乱開発につながる恐れがある。

(5) 税の徴収

国内に居所・拠点を有さない者が森林所有者になると、連絡が取りにくくなるため、固定資産税の徴収などに支障をきたす恐れがある。

(6) 境界の確定

林地については、ほとんどが地籍未確定であるため、境界確定のために遠く外国に住む当事者の呼び出しなどが事実上困難となり、土地境界の確定などに支障をきたす恐れがある。

II 福井県の森林と水資源の概要

福井県の森林等の資源構成は以下のとおりである。

1 土地利用の概況

本県は、森林が県土面積の約 75%を占めており、次いで農用地、宅地、水面・河川・水路、道路の順になっている。

区分	面 積	構 成 比
農用地	41,096 ha	9.8 %
森林	311,826 ha	74.4 %
原野	0 ha	0.0 %
水面・河川・水路	14,625 ha	3.5 %
道路	14,066 ha	3.4 %
宅地	18,435 ha	4.4 %
その他	18,935 ha	4.5 %
計	418,983 ha	100.0 %

出典：福井県土木管理課資料「土地利用現況把握調査」（平成 22 年 10 月 1 日現在）

2 森林の概況

森林は、国土の保全、生態系の保全、地球温暖化の防止など様々な働きを持っている。とりわけ、水源地域の森林は、水資源の貯留、水質の浄化などの水源かん養機能を有しており、安全で良質な水を安定的に供給する重要な役割を果たしている。

（1）森林の状況

福井県の森林面積は約 312 千 ha であり、その内保安林は約 45%である。

1) 森林面積

森林面積 (構成比)	全 体		
	うち国有林		うち民有林
	312,310ha (100%)	39,207 ha (13%)	273,103 ha (87%)

出典：福井県森づくり課「森林簿」（平成 23 年 3 月 31 日現在）

2) 保安林面積

保安林面積 (森林に占める割合)	全 体		
	うち国有林	うち民有林	
141,985 ha (45%)	37,549 ha (96%)	104,436 ha (38%)	
うち水源かん養保安林 (保安林に占める割合)	全 体		
	うち国有林	うち民有林	
127,285 ha (90%)	36,860 ha (98%)	90,425 ha (87%)	

出典：福井県森づくり課資料（平成 24 年 3 月 31 日現在）

3) 民有林での人工林・天然林の内訳

民有林面積 (構成比)	273, 103ha (100%)	全 体		
		うち人工林	うち天然林	うちその他
		117, 502 ha (43%)	148, 910 ha (55%)	6, 691 ha (2%)

出典：福井県森づくり課資料「森林簿」(平成23年3月31日現在)

4) 民有林での所有形態別森林面積

民有林面積 (構成比)	273, 103ha (100%)	全 体		
		うち個人所有林	うち企業所有林	その他(※1)
		152, 786 ha (56%)	14, 033 ha (5%)	106, 284 ha (39%)

出典：福井県森づくり課資料「森林簿」(平成23年3月31日現在)

(※1) その他とは、県有、市町有、生産森林組合有、学校有、社寺有等である。

5) 民有林での所有規模別森林面積と所有者数

① 所有規模別森林面積

民有林面積 (構成比)	273, 103ha (100%)	全 体				
		1ha 未満	1ha 以上 5ha 未満	5ha 以上 10ha 未満	10ha 以上 30ha 未満	30ha 以上
		12, 634ha (5%)	47, 532ha (17%)	35, 414ha (13%)	59, 433ha (22%)	118, 090ha (43%)

出典：福井県森づくり課資料「森林簿」(平成23年3月31日現在)

② 所有規模別所有者数

所有者数 (構成比)	69, 252 人 (100%)	全 体				
		1ha 未満	1ha 以上 5ha 未満	5ha 以上 10ha 未満	10ha 以上 30ha 未満	30ha 以上
		38, 885 人 (56%)	20, 630 人 (30%)	5, 034 人 (7%)	3, 654 人 (5%)	1, 049 人 (2%)

出典：福井県森づくり課資料「森林簿」(平成23年3月31日現在)

(2) 民有林における不在村森林所有者の状況

森林の所在地と異なる市町に居住する不在村森林所有者の保有する森林面積は、民有林の約2割を占めている。

今後、森林所有者の高齢化等に伴い不在村森林所有者が増加することにより、森林の管理が行き届かなくなることが懸念される。

不在村森林所有者のうち、県内に居住する者と県外に居住する者を比較すると、県内不在村者が9%、県外不在村者が9%と同程度である。

また、面積で比較すると、県内不在村者が9%、県外不在村者が15%と県外不在村者の保有する面積の方が大きくなっている。

市町村	所有者数						面 積							
	在村所有者	不在村森林所有者			計 E=A+D	不在村者率		在村所有者	不在村森林所有者			計 E=A+D		
		市町内 A	市町外 B	県外 C		県内 B÷E (%)	県外 C÷E (%)		市町内 A	県内 B	県外 C			
	市町内 A	市町外 B	県外 C	計 D=B+C					市町内 A	県内 B	県外 C			
福井市	12,234人	1,675人	1,051人	2,726人	14,960人	11%	7%	26,795ha	3,425ha	1,621ha	5,045ha	31,840ha	11%	5%
永平寺町	2,033人	350人	225人	575人	2,608人	13%	9%	5,917ha	582ha	358ha	940ha	6,857ha	8%	5%
あわら市	2,048人	229人	208人	437人	2,485人	9%	8%	3,975ha	219ha	209ha	428ha	4,404ha	5%	5%
坂井市	2,040人	242人	197人	439人	2,479人	10%	8%	6,740ha	459ha	126ha	585ha	7,325ha	6%	2%
大野市	3,433人	465人	1,478人	1,943人	5,376人	9%	27%	25,016ha	4,061ha	26,091ha	30,152ha	55,168ha	7%	47%
勝山市	3,423人	351人	363人	714人	4,137人	8%	9%	15,672ha	1,115ha	1,407ha	2,522ha	18,194ha	6%	8%
越前市	5,296人	412人	250人	662人	5,958人	7%	4%	12,785ha	698ha	681ha	1,379ha	14,164ha	5%	5%
鯖江市	2,626人	222人	166人	388人	3,014人	7%	6%	2,832ha	153ha	147ha	301ha	3,133ha	5%	5%
池田町	1,450人	553人	222人	775人	2,225人	25%	10%	9,720ha	4,228ha	1,685ha	5,913ha	15,633ha	27%	11%
南越前町	2,982人	724人	421人	1,145人	4,127人	18%	10%	18,591ha	4,283ha	2,058ha	6,341ha	24,932ha	17%	8%
越前町	4,207人	771人	500人	1,271人	5,478人	14%	9%	8,954ha	1,822ha	591ha	2,414ha	11,368ha	16%	5%
敦賀市	2,707人	80人	220人	300人	3,007人	3%	7%	13,658ha	260ha	1,216ha	1,476ha	15,134ha	2%	8%
美浜町	1,511人	73人	102人	175人	1,686人	4%	6%	12,269ha	160ha	135ha	295ha	12,564ha	1%	1%
小浜市	3,639人	127人	257人	384人	4,023人	3%	6%	16,925ha	686ha	749ha	1,435ha	18,360ha	4%	4%
高浜町	1,593人	31人	207人	238人	1,831人	2%	11%	4,736ha	127ha	472ha	599ha	5,335ha	2%	9%
おおい町	1,952人	172人	307人	479人	2,431人	7%	13%	12,204ha	1,699ha	3,370ha	5,069ha	17,273ha	10%	20%
若狭町	3,676人	224人	258人	482人	4,158人	5%	6%	10,353ha	574ha	491ha	1,065ha	11,418ha	5%	4%
県 計	56,850人	6,047人	6,355人	12,402人	69,252人	9%	9%	207,143ha	24,534ha	41,426ha	65,960ha	273,103ha	9%	15%

出典：福井県森づくり課資料「森林簿」（平成23年3月31日現在）

(※1) 計が一致しないのは四捨五入による

(※2) 所有者数については、複数市町の山林を所有している者がいることから計は一致しない

(3) 森林の多面的機能の評価額

森林の多面的機能をそれぞれの機能別に貨幣換算すると、本県の評価額の合計は年間約1兆1千億円で、県民一人ひとりが年間約130万円の恩恵を受けている。

機能の種類		評価額(億円/年)		備 考
		全 国	福井県	
地球環境保全 地球温暖化の緩和	二酸化炭素 吸収機能	12,391	154	<森林による二酸化炭素吸収量> 森林による二酸化炭素吸収量を二酸化炭素回収コストで代替した額
	化石燃料 代替機能	2,261	20	<木造住宅の建築による化石燃料代替効果> 木造住宅が全てRC造、鉄骨プレハブで建設された場合に増加する炭素放出量を二酸化炭素回収コストで代替した額
土砂災害防止 土壤保全機能	表面侵食 防止機能	282,565	3,504	<森林により抑止されている侵食土砂量> 森林による土砂の侵食防止量を砂防堰堤の建設費用で代替した額
	表層崩壊 防止機能	84,421	1,047	<森林により軽減されている崩壊面積> 森林による地表の崩壊軽減推定面積を山腹工事費で代替した額
水源かん養機能	洪水緩和 機能	64,686	678	<森林により軽減されている洪水流量> 森林による洪水流量調節量を治水ダムの減価償却費および年間維持費で代替した額
	水資源貯留 機能	87,407	2,331	<森林土壤による流域貯留量> 森林土壤の貯留水量を利水ダムの減価償却費および年間維持費で代替した額
	水質浄化 機能	146,361	2,782	<森林による水質浄化機能> 水資源貯留機能による森林の貯留水量を水道料金と雨水利用施設の減価償却費および年間維持費で代替した額
保健・レクリエーション 機能	保健休養 機能	22,546	280	<森林の保養効果> 自然風景を観賞すること目的とした旅行費用から算定した額
計		702,638	10,795	

全国値：日本学術会議（平成13年11月）

福井県値：全国の評価額を参考に試算

3 水資源の概況

水は生命の源であるとともに、安全・安心な暮らしを確保するために不可欠であり、また、農業をはじめとした本県の産業を支える重要な公共資源といえる。

水は限りある貴重な資源であり、この貴重な水資源を安定的に確保するために、ダムやため池などの用水施設が重要な役割を担っている。

(1) 用水施設と現況

1) ダムの現況

ダムは、「治水」としての洪水調節、「利水」においては水道、工業用水等の供給、また発電などを目的とした機能を有している。

県内ダムは22施設で、流域面積は約704km²（計画中含む）となっている。

このうち、特に私たちが生活していく上で重要な生活用水を確保・供給するダムが7施設で流域面積は約66 km²となっており、その大半を森林が占めている。

県内のダムの状況

区分	地域	ダム名	利用目的	流域面積	総貯水容積
生活用水を供給するダム	福井 坂井	永平寺	洪水調節、上水道	3.10km ²	770 千m ³
		龍ヶ鼻	洪水調節、上水道など	31.10km ²	10,200 千m ³
		鳴鹿大堰(※2)	洪水調節、上水道	1,181.80km ²	667 千m ³
	奥越	浄土寺川	消流雪用水、上水道	7.70km ²	2,160 千m ³
	南越	榎谷	洪水調節、上水道	10.16km ²	25,000 千m ³
	嶺南	大津呂	洪水調節、上水道	1.58km ²	485 千m ³
		河内川	洪水調節、上水道など	12.50km ²	8,000 千m ³
	小計①			66.14km ²	46,615 千m ³
その他のダム	福井 坂井	武周ヶ池	発電	9.00km ²	2,261 千m ³
		滝波	洪水調節、発電	7.54km ²	577 千m ³
	奥越	仏原	発電	327.65km ²	4,100 千m ³
		(九頭竜)	洪水調節、発電	(158.43km ²)	353,000 千m ³
		(鷲)	発電	(6.33km ²)	9,650 千m ³
		(山原)	発電	(25.70km ²)	900 千m ³
		(石徹白)	発電	(85.61km ²)	917 千m ³
		真名川	洪水調節、利水、発電	129.28km ²	115,000 千m ³
		(笛生川)	洪水調節、利水、発電	(20.24km ²)	58,806 千m ³
	南越	(雲川)	発電	(15.35km ²)	1,490 千m ³
		小原	発電	26.54km ²	152 千m ³
		吉野瀬川	洪水調節	24.00km ²	7,800 千m ³
		総ヶ谷	灌漑	1.00km ²	230 千m ³
		足羽川	洪水調節	100.48km ²	28,700 千m ³
	北陸	広野	洪水調節、利水、発電	12.73km ²	11,300 千m ³
		小計②		638.22km ²	594,883 千m ³
県全体 (①+②)				704.36km ²	641,498 千m ³

出典：福井県河川課資料

(※1) 流域面積は国有林を除く。

(※2) 鳴鹿大堰は九頭竜川から直接給水しており、流域面積には宅地などの平地も含むため、小計から除外している。

(※3) 上表の()は、上記ダムの流域面積に含む。

(※4) 上表の地域について、福井は福井市、永平寺町を、坂井はあわら市、坂井市を、奥越は勝山市、大野市を、南越は越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町を、嶺南は敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町を示す。

2) ため池の現況

県内には877箇所のため池があり、農業用水源として用水の不安定な地域の重要な施設となっており、その貯水量は4,638千m³である。

地 域	ため池数	貯水量	受益面積
福井・坂井	397	1,699千m ³	1,378 ha
奥 越	57	220千m ³	783 ha
南 越	320	1,564千m ³	1,549 ha
嶺 南	103	1,155千m ³	1,267 ha
県 全 体	877	4,638千m ³	4,977 ha

出典：福井県農村振興課資料（H24年3月31日現在）

3) 簡易水道施設の現況

県内には154箇所の簡易水道施設があり、その給水量は10,716千m³/年で約78千人に水を供給している。

地 域	施設数	給水量	給水人口
福井・坂井	37	2,279千m ³ /年	15,547人
奥 越	44	944千m ³ /年	11,280人
南 越	25	3,634千m ³ /年	24,429人
嶺 南	48	3,859千m ³ /年	26,798人
県 全 体	154	10,716千m ³ /年	78,054人

出典：福井県医薬食品・衛生課資料（H23年3月31日現在）

(2) 水資源の賦存量および用途区分

本県の水資源賦存量(※1)は平均(※2)で64億m³/年、渴水年(※3)48億m³/年と推定される。

出典：国土交通省水管理・国土保全局水資源部「平成24年版日本の水資源」

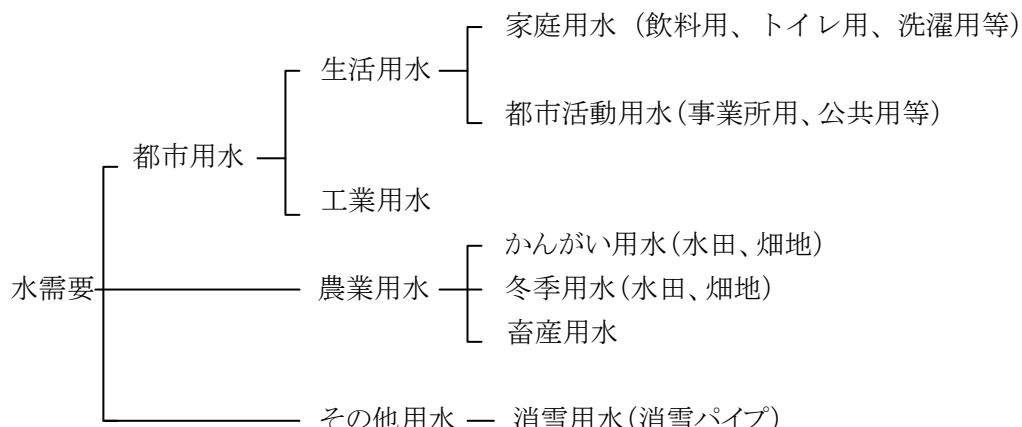
(※1) 水資源賦存量：降水量から蒸発散によって失われる水量を引いたものに面積を乗じた値

(※2) 平均：昭和51年～平成17年の平均値

(※3) 渴水年：昭和51年～平成17年において降水量が少ない方から数えて3番目の年

1) 水需要の用途区分

水需要の用水区分は以下のとおりである。



2) 水資源賦存量に対する水利用の割合

本県の平成 19 年の水利用（消雪用水を除く）は 10.75 億m³／年で、水資源賦存量（渴水年）に対して約 22%の利用率となっている。

出典：国土交通省水管理・国土保全局水資源部「平成 22 年版日本の水資源」

区分	利用量
生活用水	1.04 億m ³ ／年
工業用水	1.44 億m ³ ／年
農業用水	8.27 億m ³ ／年
県全体	10.75 億m ³ ／年

3) 水利用に占める地下水の割合

本県の平成 19 年の地下水利用量（消雪用水を除く）は 2.19 億m³／年で、生活用水に占める地下水の割合は 62.9%、工業用水に占める地下水の割合は 76.2%と、全国平均を上回っている。

	生活用水	工業用水
福井県	62.9%	76.2%
全国平均	21.7%	28.4%

出典：国土交通省水管理・国土保全局水資源部「平成 22 年版日本の水資源」

III 山林売買等に係る現行法による規制状況

1 現行法による山林売買・開発等に係る規制内容

(1) 土地取得規制

国土利用計画法——原則 1 ha 以上(※1)の売買は事後届出

森林法——新たに土地所有者となった者は事後届出 (H24.4.1 施行)

(※1) 市街化区域 : 2,000m²以上、市街化区域を除く都市計画区域 : 5,000m²以上

都市計画区域以外の区域 : 10,000m²以上

(2) 開発規制

森林法——
保安林については、原則として転用解除を認めず
保安林以外で 1 ha を超える開発を行う場合は許可

福井県林地開発行為指導要綱——1 ha 以下の開発を行う場合は届出

自然公園法・——工作物の新築や増改築、木竹の伐採等の許可 (届出)
自然環境保全法

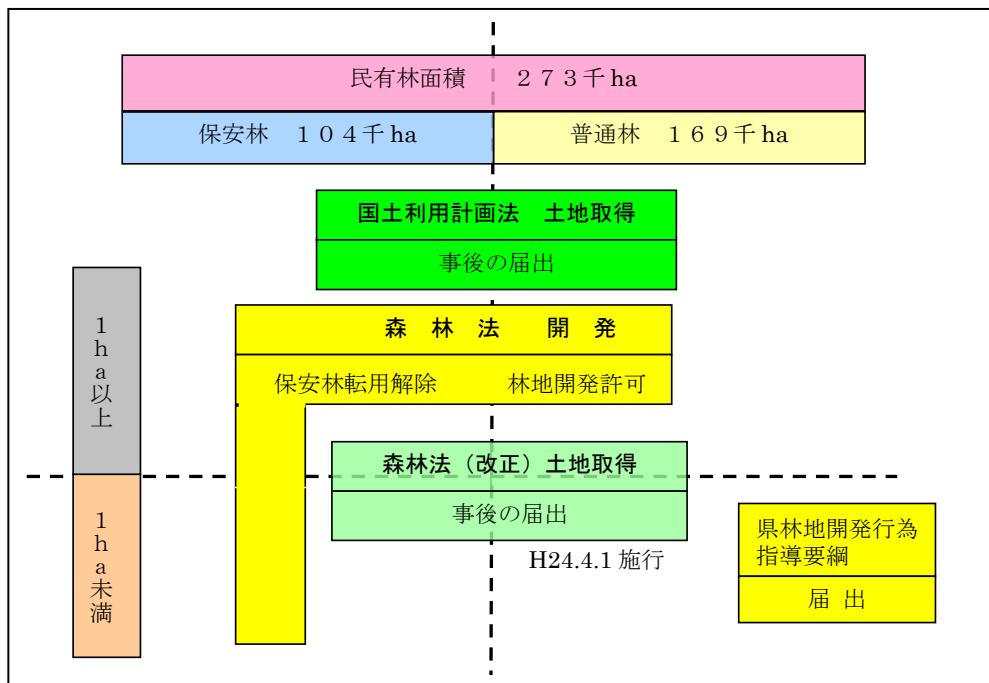
(3) 地下水等の取水規制

県公害防止条例——揚水機の吐出口断面 19. 6 cm² (直径 5 cm) 以上で地下水を採取する場合は事前届出

河川法——1 級河川、2 級河川の流水を占用しようとする者は河川管理者の許可

法定外公共物管理条例——河川法の適用を受けない普通河川で土地の占用や工作物の設置をしようとする者は市町長の許可

(4) 規制内容のイメージ



○土地取得（許可等） ○土地取得（事後届出） ○開発（許可等） ○地下水の取水（届出）

区分	保安林	普通林
1ha以上	×	×
1ha未満	×	×

区分	保安林	普通林
1ha以上	○	○
1ha未満	○	○

区分	保安林	普通林
1ha以上	○	○
1ha未満	○	△

区分	保安林	普通林
1ha以上	△	△
1ha未満	△	△

凡例 ○…規制有り △…一部規制有り ×…規制無し

2 山林売買等に係る現行法の課題

(1) 山林売買の規制

森林の場合、農地のような売買規制が無く、所有権の移転の際、第三者のチェックが事前に入ることはない。

(2) 土地所有権の移転

国土利用計画法による原則 1ha 以上の売買および森林法（H24.4.1 施行）による新たな土地所有者となった者の事後届出制はあるものの、行政が事前に土地取引の情報を入手できず、助言や指導がないまま取引きされている。

(3) 強い土地所有権

日本の土地は諸外国と異なり土地所有者に極めて強い所有権を認めている。

(4) 外国資本等の規制

外国人土地法が機能せず、外国資本等が日本の土地を自由に購入することができる。

IV 国の法整備に関する取組状況

外国資本等による山林買収に係る国の法整備等の検討状況は、以下のとおりである。

1 森林法の改正 (H24. 4. 1 施行)

- 森林所有の事後届出を義務化
- 関係市町長等に森林所有者情報を求めることができることを規定

— 抜粋 —

(新たに森林の土地の所有者となった旨の届出等)

第 10 条の 7 の 2 地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。

ただし、国土利用計画法第23条第1項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

(森林所有者等に関する情報の利用等)

第 191 条の 2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県の知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

2 地下水の利用規制に関する緊急措置法案 (第181回国会において審議未了のため廃案)

- 自民党有志議員「日本の水源林を守る議員勉強会」が中心となり議員立法を目指す
- 地下水の利用規制が必要な地域指定
- 地下水採取に対する禁止、制限等

— 抜粋 —

(目的)

第 1 条 この法律は、地下水が、国民共通の貴重な財産であり、公共の利益に最大限に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、地下水の利用に対する規制が総合的に講ぜられるまでの間の緊急の措置として特定の地域内における地下水の利用について必要な規制を行うこと等について定め、もって国民生活の安定及び公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

(地下水利用規制地域の指定等)

第3条 国土交通大臣は、地下水の水源の保全又は渇水若しくはこれに準ずる事態における地下水の公共的利用のために井戸を利用して地下水を採取している者による地下水の利用を規制する必要が生じており、又は生ずる蓋然性があると認められる地域を地下水利用規制地域として指定することができる。

(地下水の採取の禁止等)

第6条 国土交通大臣は、地下水利用規制地域における地下水の水源の保全を図るため特に必要があると認めるときは、対象採取者に対し、対象井戸による地下水の採取を禁止し、又は制限することができる。

3 水循環基本法案（仮称）骨子素案

- 超党派の議員連盟で議員立法として国会提出予定
- 地下水を国民共有の財産と位置づけた理念法
(今後、国や自治体に個々の規制を促すもの)

一 抜粋 一

(目的)

第1条 この法律は、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水環境を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵澤を将来にわたって享受できることが確保されなければいけない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければいけない。

(水循環基本計画)

第13条 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画を定めなければいけない。

(貯留・涵養機能の維持及び向上)

第 14 条 国及び地方公共団体は、流域における水の貯留・涵養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地及び都市施設等の整備等その他必要な施策を講ずるものとする。

(水の適正かつ有効な利用の促進等)

第 15 条 国及び地方公共団体は、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水の利用の合理化その他水を適正かつ有効に利用するための取組を促進するとともに、水量の増減、水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適正に講ずるものとする。

V 外国資本等による山林買収への各都道府県の対応状況

外国資本等による山林買収の各都道府県の対応状況は以下のとおりである。

1 条例等の制定

- ・条例制定済 4 道県
- ・今年度中に条例制定予定 6 県（福井県を含む）
- ・条例制定を検討中（制定時期未定） 3 県

（森づくり課調べ H24. 11月末現在）

区分	都道府県名	条例の内容	議会提出時期
条例 制 定 済	北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域を指定し、その地域を含む土地売買契約の3ヶ月前までに知事へ事前報告 ・知事は売主に対して助言をすることができ、売主は買主に助言内容を伝達しなければならない ・届出義務違反等は、勧告および公表 <p>【水源地域の指定状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24. 5. 9 水資源保全地域に関する基本指針策定（基本：地表水取水集水区域、地下水取水施設 1km 内） ・地番単位で地域指定 	H24 年 2 月議会 (H24. 4. 1 施行) 事前届出は H24. 10. 1 から施行
	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域を指定し、当該土地売買契約の 30 日前までに知事へ事前届出 ・知事は売主に対して助言をすることができ、売主は買主に助言内容を伝達しなければならない ・届出義務違反等は、勧告および公表 <p>【水源地域の指定状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大字単位で指定（地目が山林、原野、保安林） 	H24 年 2 月議会 (H24. 4. 1 施行) 事前届出は H24. 10. 1 から施行
	群馬県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域を指定し、当該土地売買契約の 30 日前までに知事へ事前届出 ・知事は売主に対して助言をすることができる。 ・届出義務違反等は、勧告および公表 <p>【水源地域の指定状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大字単位で指定 <p>（森林法第 5 条第 1 項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林がまとまって存在する大字）</p>	H24 年 5 月議会 (H24. 6. 26 施行) 事前届出は H24. 10. 1 から施行
	茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域を指定し、当該土地売買契約の 30 日前までに知事へ事前届出 ・届出義務違反等は、勧告および公表 <p>【水源地域の指定予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大字単位で指定予定（地目が山林、原野、保安林） 	H24 年 9 月議会 [議員提案] (H24. 10. 3 施行) 事前届出は H25. 1. 1 から施行

区分	都道府県名	条例の内容	議会提出時期
今年度中に条例制定予定	山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域を指定し、当該土地売買契約前に知事へ事前届出 ・地下水取水について一定規模を超える揚水施設を設置する場合は知事へ事前届出 ・必要がある場合には、知事は地下水採取の停止や制限措置の命令ができる 	H24年12月議会 (H25.4.1施行予定)
	山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域を指定し、当該土地売買契約前に知事へ事前届出 ・水源地域で揚水施設の設置や土石採取、工作物の設置等をする場合は知事へ事前届出 	H25年2月議会予定
	長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域を指定し、当該土地売買契約前に知事へ事前届出 ・地下水取水の規制のあり方について検討 	H25年2月議会予定
	石川県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域を指定し、当該土地売買契約前に知事へ事前届出 	H25年2月議会予定
	岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域を指定し、当該土地売買契約前に知事へ事前届出 ・無届出あるいは虚偽の届出をした場合などは、5万円以下の過料 	H25年3月議会予定 (H25.4月施行予定) 事前届出はH25.10月から施行予定
(期末未定) 条例制定を検討中	富山県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域を指定し、当該土地売買契約前に知事へ事前届出 	今後検討
	宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域を指定し、当該土地売買契約前に知事へ事前届出 (議員提案) 	今後検討
	徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域を指定し、当該土地売買契約前に知事へ事前届出 (有識者等による検討委員会を24年度中に設置予定) 	今後検討

2 法整備等に対する国への要請

- ・20道県議会が国に対して意見書を提出
- ・10道県が国に対して法整備の要望書を提出

(H24.11月末 森づくり課全国調査)

4 地方公共団体による水源地等の取得（公有地化）

(1) 都道府県で公有地化を行っている事例

都道府県名	対象	財源	公有地化面積
神奈川県	・水源地	水源環境保全・再生のための個人住民税	約 800ha
東京都(※1) (水道局)	・水源地	基金（特別会計）	交渉中（4件）

(※1) 特別会計で実施

(2) 市町村が行う公有地化に対し都道府県が補助を行っている事例

都道府県名	対象	財源	補助率	公有地化面積
北海道	・条例で指定された水資源保全地域	一般財源	5%（森林） 1/3（森林以外）	新規事業
埼玉県	・水源地 ・その他重要な土地	さいたま緑の トラスト基金	2/3	約 55ha
徳島県	・水源地 ・その他重要な森林	徳島県豊かな 森づくり推進基金	70%	市町村 80ha 林業公社 28ha
熊本県	・水源地 ・その他重要な森林	水とみどりの 森づくり税	1/3	約 32ha
佐賀県	・水源地 ・その他重要な森林	佐賀県 森林環境税	1/2 以内	約 235ha
宮崎県	・水源地 ・その他重要な森林	宮崎県 森林環境税	1/2 ～1/4	約 58ha

(3) その他独自で公有地化を行っている事例

	対象	財源	公有地化面積
北海道 七飯町	・水源地	一般財源	約 4.5ha
徳島県 林業公社	・水源地 ・その他重要な森林	寄付金	1,342ha

VI 外国資本等による山林買収への本県の対応状況

日 付	内 容
H22. 11月	<p>第1回「外国資本等による森林買収に関する連絡協議会」(以下、「協議会」という。) 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的に山林買収が明らかになってきたことから、市町や関係団体と共に通の認識を持ち情報収集等対応するための協議会を設置 ・現状・課題説明、情報収集・報告体制の整備
H23. 3月	<p>第2回協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換
H23. 7月	<p>第3回協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山林売買対策に関する意見交換 <p>第1回「ふるさと山林売買監視システムの構築に係るプロジェクトチーム」(以下、「府内プロジェクトチーム」という。) 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井の山林と水源を守るシステムの構築に向け、県庁内の部局を横断するプロジェクトチームを設置 ・山林売買の現状および規制等の整理 <p>国に「外国資本等による森林買収の規制に関する法整備」に関する要望書を提出</p>
H23. 9月	<p>第2回府内プロジェクトチーム開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと山林売買監視システムの検討
H24. 2月	<p>第4回協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山林売買対策の方向性検討 <p>第3回府内プロジェクトチーム開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと山林売買監視システムに係る報告案の作成
H24. 3月	<p>第5回協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと山林売買監視システムに係る報告書説明 ・ふるさと福井の山林売買の監視等に関する要綱

日付	内 容
H24. 4月	ふるさと福井の山林売買の監視等に関する要綱施行
H24. 5月	ふるさと福井の山林売買の監視等に関する要綱に基づく監視区域の設定
H24. 5月	ふるさと福井の山林売買の監視システムに関する検討委員会 (第1回) 開催 ・現状説明、検討事項説明
H24. 6月	第4回府内プロジェクトチーム開催 ・外部検討委員会での意見を踏まえた監視システム、条例の骨子(案) 県民アンケート調査(案)の検討
H24. 7月	国に「外国資本等による森林買収の規制に関する法整備」に関する要望書を提出
H24. 8月	ふるさと福井の山林売買の監視システムに関する検討委員会 (第2回) 開催 ・監視システム(案)の検討
H24. 9月	第6回協議会開催 ・森林所有者情報収集体制整備 ・検討委員会検討状況の説明
H24. 11月	第5回府内プロジェクトチーム開催 ・外部検討委員会での意見を踏まえた監視システム、条例の骨子(案) の検討 ふるさと福井の山林売買の監視システムに関する検討委員会 (第3回) 開催 ・監視システム(案)の検討
H24. 12月	ふるさと福井の山林売買の監視システムに関する検討委員会 (第4回) 開催 ・ふるさと山林売買等監視システムに関する検討委員会提言書 の検討

VII ふるさと福井の山林売買の監視等に関する要綱 骨子

1 要綱の目的

民有林の土地売買等の情報収集および監視により、適正な土地利用の確保を図り、ふるさと福井の山林と水源を将来にわたって守っていく。

2 土地売買等の相談・情報収集

- ・ 知事は、民有林の土地売買等の相談に応じる。
- ・ 知事は、民有林の土地売買等の情報について、市町や関係団体等から情報の提供を求めることができる。

3 監視区域の設定

知事は、民有林のうち、山林と水源を守るために特に適正な土地利用の確保を図る必要がある区域を、関係市町長の意見を踏まえ、監視区域として設定する。

4 土地売買等の資料の提出

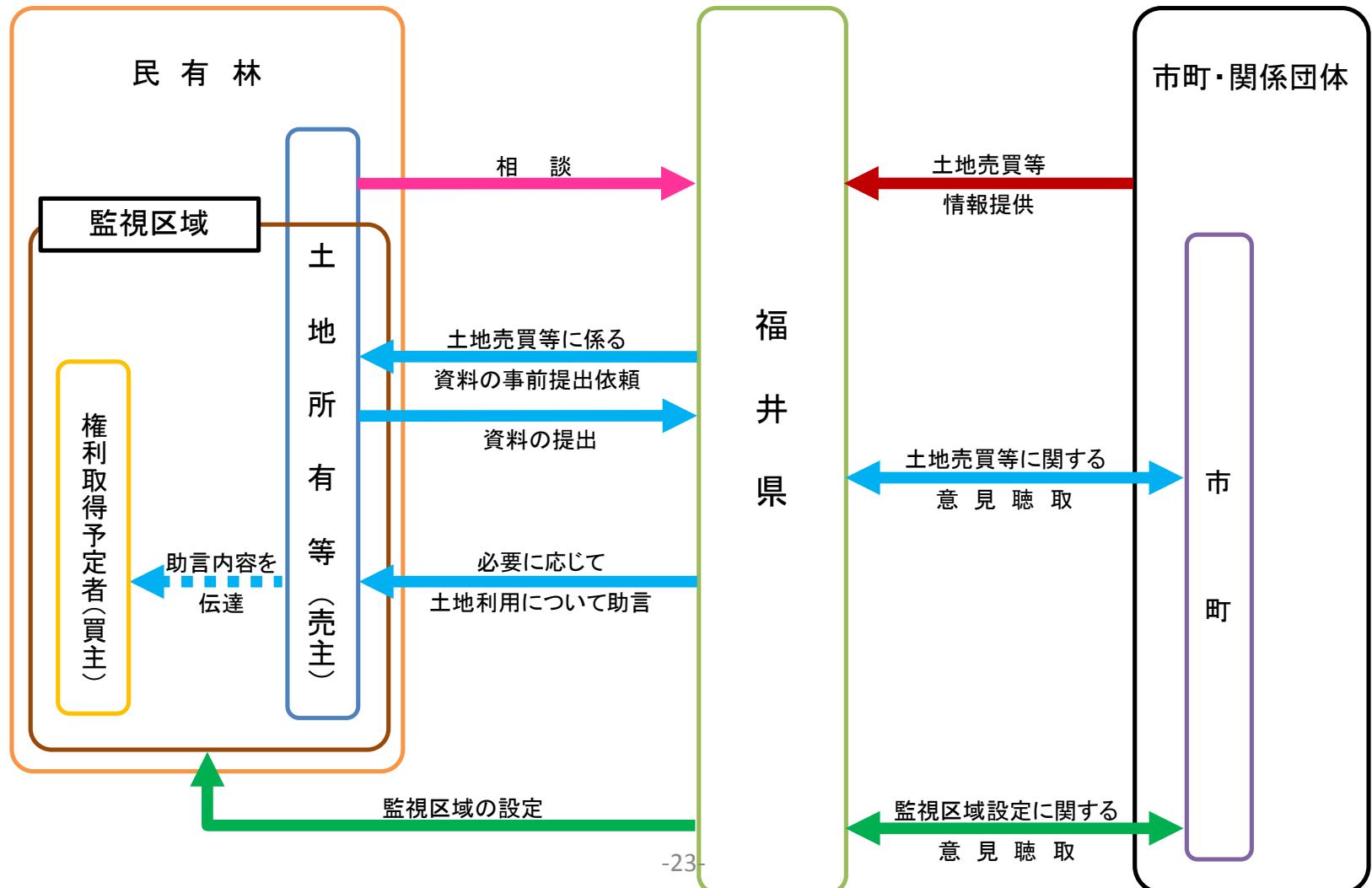
知事は、監視区域内で土地売買等をしようとする土地所有者等に対し、資料の提出を求めることができる。

5 助言

- ・ 知事は、土地売買等の資料の提出を受け、山林と水源を守る観点から土地所有者等に対し、助言を行うことができる。
- ・ 助言を受けた者に対し、土地購入予定者へ当該助言内容を伝達するよう求めることができる。

ふるさと山林売買の監視等に関する要綱のスキーム

目的：民有林の土地に関する権利の移転等の情報収集および監視により、適正な土地利用の確保を図り、ふるさと福井の山林と水源を将来にわたって守っていくことを目的とする。



第2部 ふるさと山林売買等監視システムの構築 提言

I 森林の公益性の度合いに応じた監視区域の設定と土地取引に関する事前届出等

1 現状と課題

水源地域の山林が大規模に買収され、無秩序な立木の伐採やリゾートなどの乱開発、産業廃棄物の不法投棄、あるいは地下水の過剰取水が行われるなど、不適切な目的で利用された場合、県民に安定した良質な水資源を供給することができなくなる恐れがある。

しかしながら、現行の国土利用計画法や森林法では、森林所有者の情報は権利移転後に把握できるだけで、行政は事前に山林売買を把握することができない。

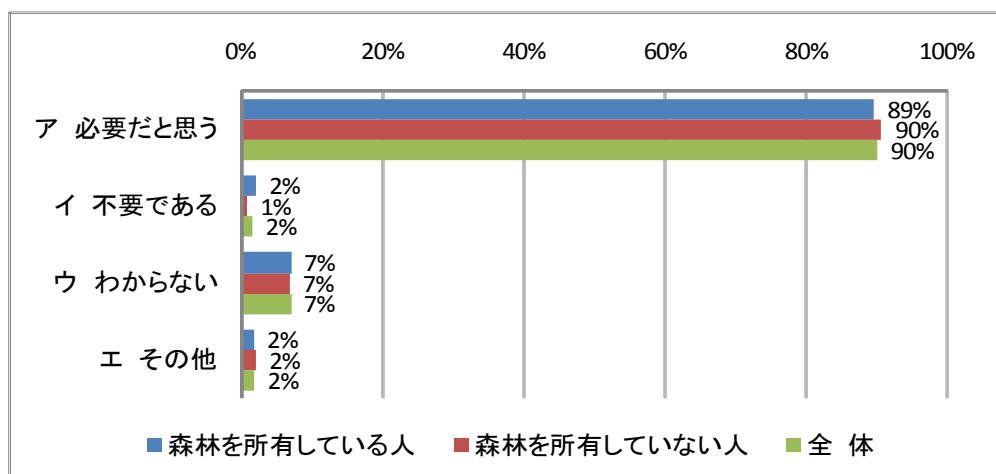
2 対応方策

水資源の涵養など森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、常にその森林所有者とその利用状況を把握するとともに、山林の適切な所有と管理が確保されなければならない。

そのためには、特に重要な水源区域の山林について、条例による土地に関する権利移転等の事前届出制の導入により、売買取引等による所有者の異動等を監視し、売買取引等を行う者に対して指導・助言を行うことにより、適正な土地利用の確保を図る必要がある。

なお、県民の意識調査結果（下記参照）においても、水源など重要な山林売買について、行政が事前把握することを望む声が多い結果となっている。

重要な山林を守るために土地取引の事前届出を条例化する行政の動きについて



山林と水源に関する県民の意識調査：福井県森づくり課 H24.6～7月調査

(1) 監視区域について

監視区域（条例により土地に関する権利設定の事前届出対象とする区域）は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、具体的には次のような区域が考えられる。

① 地表水（河川水、伏流水、ダム水）から取水している場合の水源区域

- ・山林における公共の用に供する生活用水の水源に係る取水地点に対する集水区域を基本とする。

② 地下水（浅層地下水、深層地下水および湧水）から取水している場合の水源区域

- ・山林における公共の用に供する生活用水の水源に係る取水地点に対する集水区域を基本とする。

③ 水源かん養保安林

- ・各種用水の確保等を目的に、森林法第25条に基づき指定された保安林。

なお、監視区域の設定にあたっては、個々の水源の状況や地域の実情に即して指定する必要があることから、市町長の意見を聴いて指定することが必要である。

また、監視区域の設定により森林施業に支障が生じるのではないか、あるいは土地の評価が下がるのではないかといった誤解や不安を招くことがないよう、あらかじめ土地所有者等に対して条例の趣旨や適用について説明し、理解を得るよう努めなければならない。

登記地目において保安林であることが明示されている水源かん養保安林以外の監視区域の指定単位については、地番など細かい単位で指定した場合、土地所有者等にとって届出対象地であるかどうか把握し辛いばかりでなく、行政側の管理が煩雑になるなど、届出制度の円滑な運用の観点から支障が生じる可能性がある。

このため、効率性と実効性を考慮し、大字単位などで指定することが望ましい。

(2) 監視区域における土地に関する権利の移転等の届出

望ましくない開発等が行われる場合、土地取得者は明確な土地利用目的を有していることが多いと考えられることから、事前届出の対象は土地に関する権利の移転または設定にかかる契約とし、相続を除くこととする。

届出事項としては、住所や氏名（名称）など契約当事者に関する事項や、移転予定の権利の種類、契約予定年月日、契約対象となる土地に関する事項、権

利移転後の土地利用の目的、土地の管理予定者などとする。

また、買主予定者の住所が海外で国内に居所・拠点を有さない場合には行政が円滑に指導・助言できるよう、代理人など国内で常に連絡できる先を届出事項とすることが考えられる。

さらに、開発等の不適切な土地利用を目的に、企業買収等により他法人の森林を実質的に支配することも懸念されることから、監視区域内の土地に関する権利を所有している法人の議決権の過半数の株式等を保有した場合においても届出の対象とすべきである。

ただし、株式は株主が自由に譲渡することができ、当該法人も事前に関与できないことから株主名簿の整備により、その割合を把握できる法人が事後届出を行うこととする。

（3）届出制度の周知と徹底について

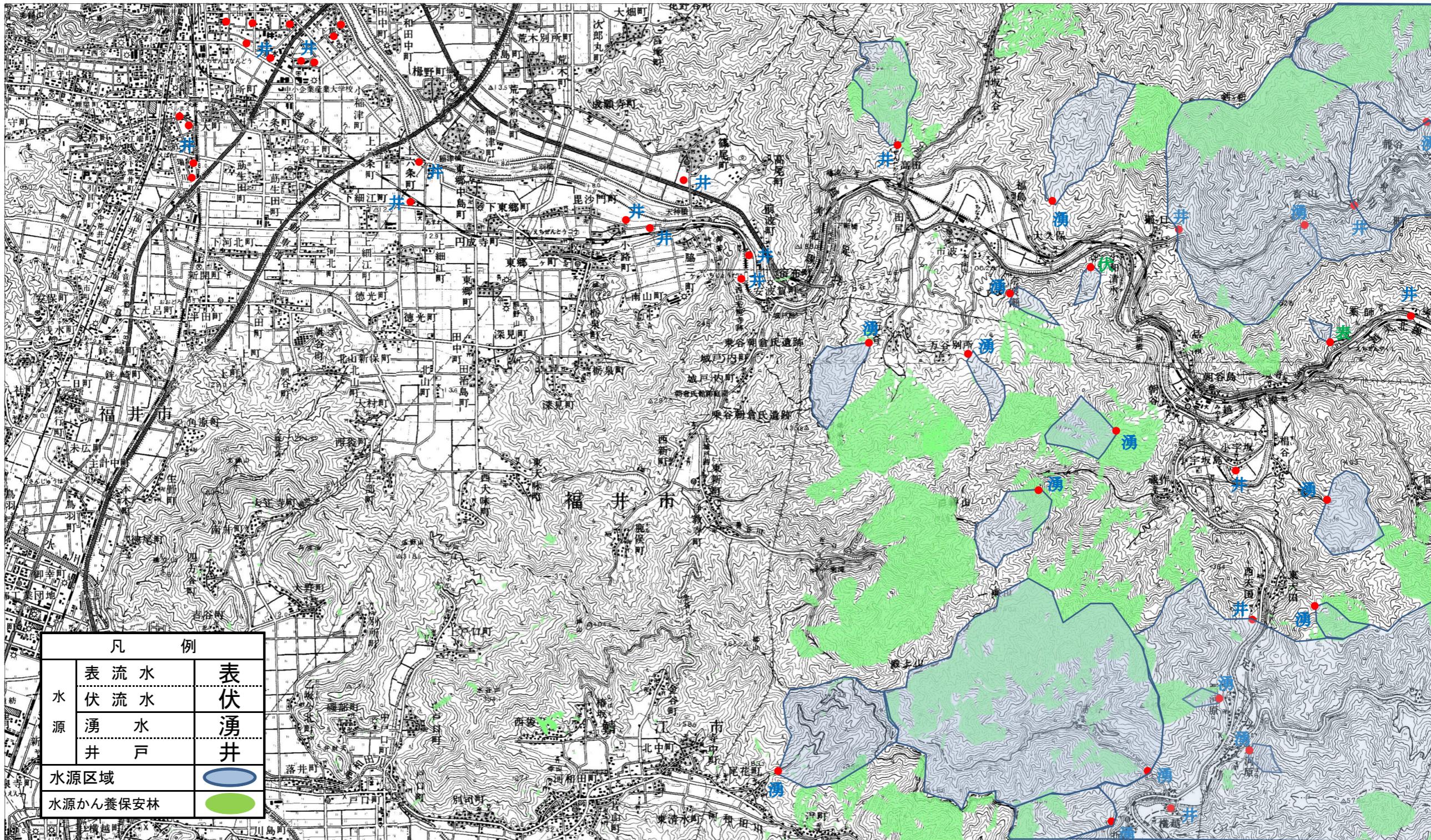
条例による届出制度の実施にあたっては、その周知の徹底を図っていくことが極めて重要である。

県や市町の広報誌等への掲載、山間集落に対する座談会等を通じた周知など粘り強い活動を図るほか、関係機関に対して制度周知への協力を依頼することが有効である。

具体的には、不動産登記を所管する法務局、不動産登記に携わる司法書士会、土地売買等に携わる宅地建物取引業協会や行政書士会などへ、その関係業務の中で申請者や依頼者など条例の届出対象者等に対する制度周知について、協力を依頼することが考えられる。

一方、（仮称）ふるさと山林情報管理センター[県]では、条例に基づく土地に関する移転等の届出について、後述する「V 森林所有者情報等の収集体制の整備」における不動産登記簿変更情報や固定資産課税台帳変更情報と照合し、無届出案件を把握するとともに、無届出者に対する制度周知および提出の指導を行っていくことが不可欠である。

取水施設の位置および水源区域（福井市東部の場合）



1:50000

II 地下水等水資源の保全

1 現状と課題

水源の種類には、地表水や地下水、湧水などがある。

地表水については、河川法により河川区域内の取水が規制※¹されているほか、河川法の適用を受けない普通河川については、各市町の法定外公共物管理条例により占用について規制※²されている。

一方、地下水や湧水については、民法207条において「土地の所有権は法令の制限内においてその土地の上下に及ぶ」とされており、法令による規制がない限り、その所有権は土地所有者に帰属し、自由に取水することができる。

福井県では、一定規模以上の地下水取水者は福井県公害防止条例に基づく届出が必要となっており、地盤沈下を防止する観点から、地下水の水位が著しく低下または低下するおそれがある場合に、必要な措置をとることを勧告できることとなっている。

これまで、地下水は水道水源や産業用などの目的で取水されており、県民生活に欠かせない重要な資源として活用されている。

平成24年6月までの福井県公害防止条例に基づく地下水採取の届出状況
・届出件数 2,152箇所
・届出総揚水量 1,869千m ³ /日

このため、県下全域での地下水の取水規制を実施するには以下の課題がある。

- ① 量的規制については、現時点において地下水賦存量の詳細なデータがないため困難であり、地域の賦存量を把握するためには時間と費用がかかる。
- ② 平野部等も対象にした場合、既取水者にも規制が及び代替水源の確保など新たな負担が生じる可能性もあり、県内産業に多大な影響を及ぼす恐れがあるため既取水者に配慮した規制内容を慎重に検討する必要がある。
- ③ 新たな国内企業の進出の弊害となる可能性がある。
- ④ 県公害防止条例の届出制度と二重の規制対象となるため、整合性を図る必要がある。
- ⑤ 県が管理する地下水観測井では、現在地下水位は上昇または横ばい傾向であり、井戸枯れや地下水位の低下がない中での規制は既取水者等の理解を得にくい。

※1 河川法23条 河川の流れる水を占用しようとする者は、河川管理者の許可が必要である。

※2 法定外公共物敷地内における、土地の占用や工作物の設置等の際に市町長の許可が必要である。

2 対応方策

平野部を含めた県内全域を対象とした地下水の利用のあり方については、地下水保全のみならず経済活動など多角的な観点から検討する必要があり、既取水者との調整が必要となる。

しかし、県土の75%を占める森林は地下水等の重要な水源地域であり、これらの地域での地下水の過剰取水は県内の水資源に大きな影響を与えるおそれがある。

そのため、重要な水源地域である監視区域内での地下水採取について、採取の届出と採取量の定期報告で状況を監視しながら、採取に係る障害が生じる恐れがある場合には採取量の変更命令などの措置を講ずる必要がある。

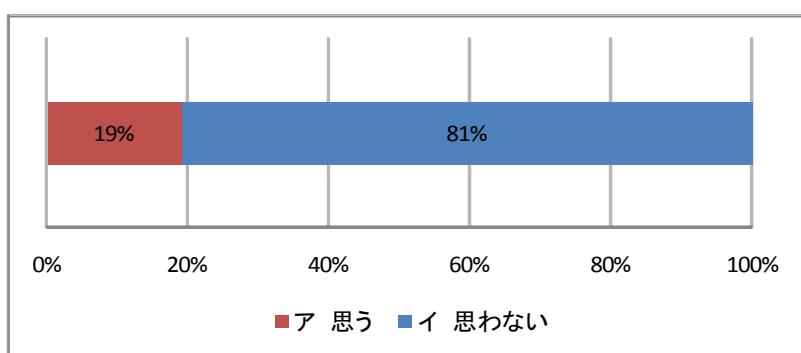
III 適切に森林管理できない者による森林所有を防ぐための対策

1 現状と課題

木材価格が低迷する中、収益的に将来の見通しが立たないこと等を理由に、森林経営意欲が減退し管理を放棄する所有者や、売却を希望する所有者が増加することが懸念される。

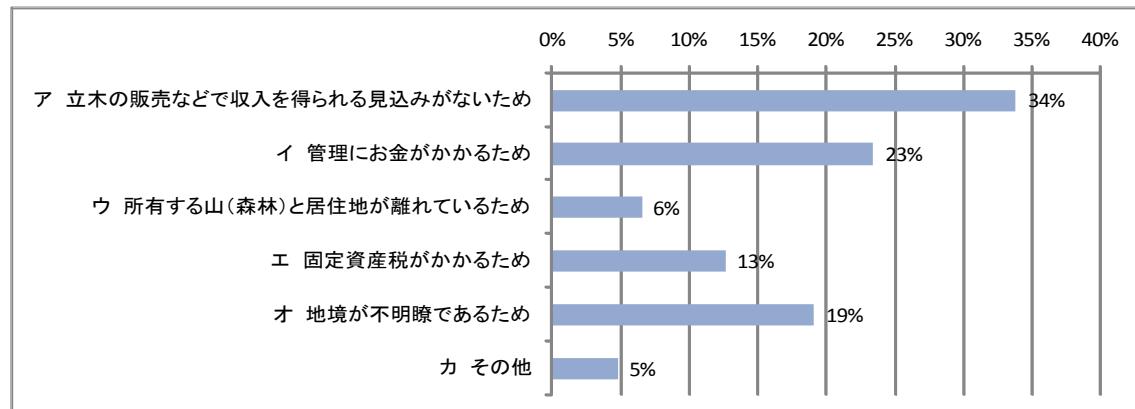
県民の意識調査結果（下記参照）では、約2割の所有者が山林を売却したいという意向を示した。

山林売却の意向（山林所有者を対象に質問）



山林と水源に関する県民の意識調査：福井県森づくり課 H24.6～7月調査

山林を売却したい理由（山林を売却したいと回答した所有者に質問）



山林と水源に関する県民の意識調査：福井県森づくり課 H24.6～7月調査

2 対応方策

売却に伴い森林を適正に管理できない者が所有することを防ぐため、意欲ある所有者への権利移転を促進するほか、重要な水源区域の森林については保安林指定を推進するなど、森林の有する水源涵養機能の持続的な発揮を確保していく必要がある。

(1) 適切に森林管理できる者への権利移転の促進（あっせん）

（仮称）ふるさと山林情報管理センター[県]と森林組合系統、司法書士会など関係機関が強力に連携しながら、森林組合系統の林地供給事業^{※1}（あっせん）を中心として、売主と買主の情報集約と仲介を行い、売買契約および売買契約後の管理までサポートできるよう機能を強化していく。

また、県は森林組合系統のあっせん機能が適切に発揮されるよう、必要な協力や支援を行うことが望まれる。

※1 林地供給事業（森林組合法第9条第2項第7号及び第101条第1項第9号に規定する事業）

(1) 目的

林業経営の規模の拡大、林地の集団化等林地保有の合理化の推進

(2) 要件

- ・地域森林計画の対象であること
- ・森林組合が管轄する山林であること
- ・土地の買主がその有する山林のすべてについて、取得後1年以内に森林経営計画の認定を受けること

(3) 特例

林地を譲渡した者は、その譲渡所得から800万円の特別控除を受けることができる

（仮称）ふるさと山林情報管理センター[県]の役割

- ・売買希望者からの情報収集および林地流動化センターへの情報提供
- ・環境貢献等を実施する企業に対する山林購入や山林利用の働きかけ
- ・担保権を実行する可能性のある金融機関へのあっせん利用の働きかけ など

森林組合系統（林地流動化センター）の役割

- ・売却希望案件情報の提供（ホームページ等）
- ・売却希望地の現地案内
- ・売却価格の設定^{※2}
- ・売買希望者の登録および（仮称）ふるさと山林情報管理センター[県]への情報提供
- ・司法書士協会等と連携した不動産売買契約や不動産登記
- ・売買契約成立後の森林管理 など

※2 売買希望山林の林況、路網整備などの立地条件を加味し、所有者と協議のうえ、不動産鑑定士の活用などにより適正な売却価格を設定

なお、あっせんにあたっては、買主が適正な管理ができるることを条件にすることが必要である。

(2) 保安林指定の推進

特に重要な水源林（I 章における監視区域など）については、水源涵養機能を発揮できる状態に管理していくことが必要であることから、森林法に基づく保安林の指定を推進し、その保全に取り組んでいく。

（参考：保安林における行為制限等について）

1 行為制限

保安林で立木を伐採する場合や、土地の形質変更を行う場合には、あらかじめ都道府県知事の許可が必要となる。

また、立木を伐採した場合は、原則伐採跡地への植栽が義務付けられる。

2 保安林機能の強化

手入れ不足等により森林の持つ公益的機能が低下している保安林について、勧告しても森林所有者等が施業を行わない場合、治山事業により森林を整備することができる。

(3) 公有林化

生活用水を供給するような重要なダムの水量や水質の保全のために、水源かん養機能の維持増進が強く求められる山林などについては、県が買取りし公有林化することも、その保全対策の一つとして考えられる。

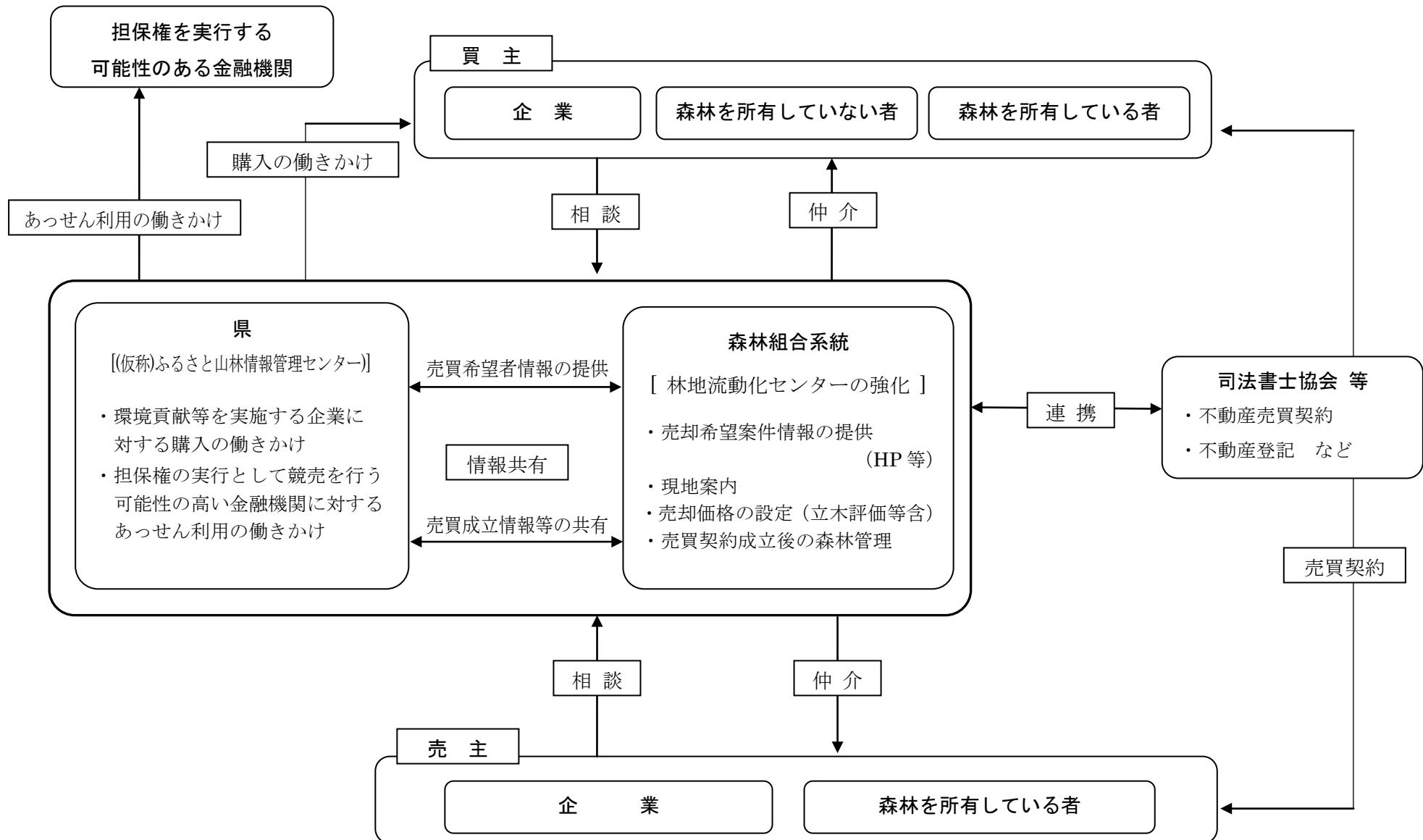
しかしながら、買取りについてはその取得や目的に応じた適正な管理のために多額の財政負担を生じるほか、行政に買取りを求める土地所有者の増加なども懸念されることや、公有林化する場合には公有財産としての位置づけや買取り基準を明確化する必要があるなどの課題があることから、慎重に検討していくことが必要である。

また、買取りだけではなく土地所有者からの寄付による公有林化も考えられる。

寄付については、取得にかかる財政負担はないものの、管理経費を生じるものであり、買取りの場合と同様に寄付の受け入れ基準の明確化などについて、慎重に検討する必要がある。

なお、水源林の買取りや寄付の受け入れについては、県と市町が情報交換しながら連携・協力して対応を検討していくとともに、森林組合や公益社団法人 福井県緑化推進委員会など、その適正な管理が望める公共的団体に対して受け入れの働きかけを行うことも考えられる。

権利移転促進（あっせん）にかかるフロー（案）



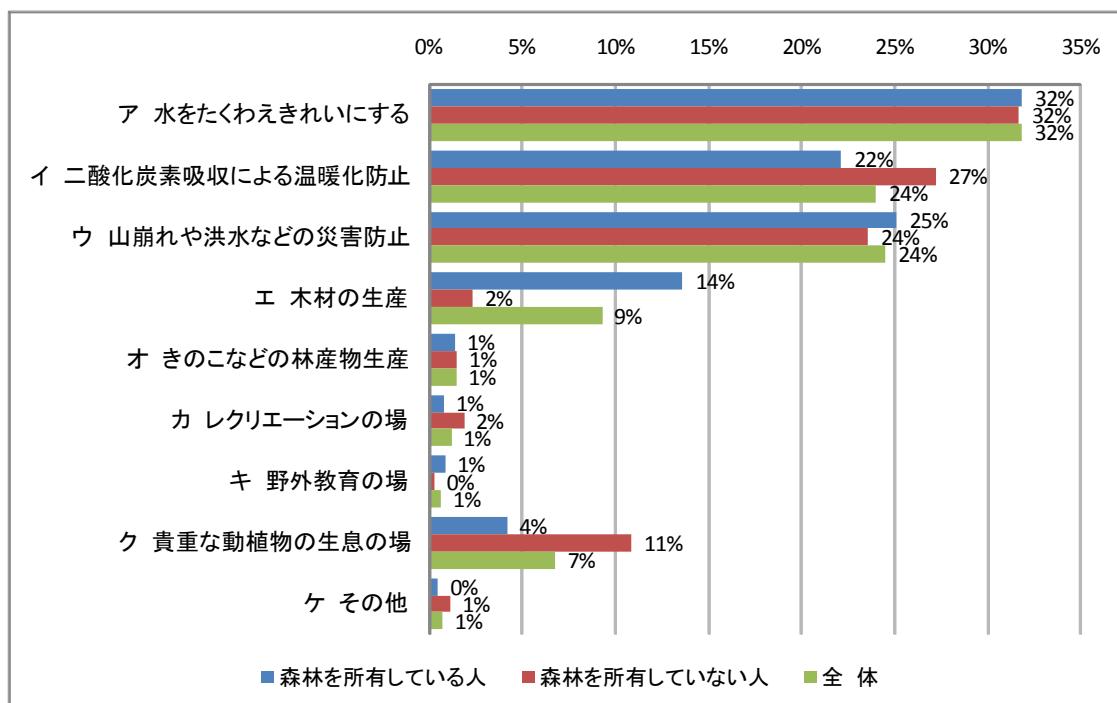
IV 県民総ぐるみで森林を守るためにの意識啓発・気運の醸成

1 現状と課題

森林は、清らかな水と空気を育み、木材等を供給し、災害から県民の生命、財産を守り、多様な生態系を支えるなど重要な役割を担っている。

県民の意識調査結果でも、森林の持つ、水や空気を育む働きや災害から県民の生命、財産を守る働きに、大きな期待が寄せられていることがわかった。

特に期待する山（森林）の働きについて（2つ選択）



山林と水源に関する県民の意識調査：福井県森づくり課 H24.6～7月調査

水資源保全の観点からも、森林は水源地として重要な役割を果たしている「県民共通の財産である」との認識のもと、森林所有者のみならず県民全体で保全していくことが重要である。

2 対応方策

条例による重要な水源地の土地取引に関する事前届出制の導入に加え、目的が不明瞭な山林売買に対し、県民総ぐるみで監視を行うことにより、保全体制を強化していく。

このため、森林の不適切な利用を県民総ぐるみで抑止・監視していくという意識・気運づくりに向けた啓発や体制づくりを行う。

【具体的施策】

① 山林売買監視モニター制度（仮称）の創設

- ・山間部の集落の区長等※を「山林売買監視モニター」として委嘱し、目的が不明瞭な山林買収情報などがあった場合に、（仮称）ふるさと山林情報管理センター[県]へ報告する体制の整備

※ 区長、林家組合長、その他地域の山林に詳しい人物など。

山と接している集落 約 1,200 集落

② 山林と水源の保全に高い知識と意識を有する人材の育成

- ・自然体験会や学習会などの様々な機会を通じ、山林と水源の役割や大切さを普及していくための中核的な人材の育成

③ 緑と花の県民運動による※自然体験会や学習会など様々な機会を通じた山林と水源の役割や大切さの普及啓発

(緑と花の県民運動 例)

- ・緑と花の県民運動大会
- ・身近な自然や文化に触れ親しむフットパス体験会
- ・林道を活用し自然に親しむ林道ウォーク
- ・植樹や下刈りなどの体験会 など

※平成 21 年に本県で開催した第 60 回全国植樹祭を契機に展開している、森林や自然の恵み、自然の厳しさを再認識するとともに、福井の元気な森林づくりや美しく誇りの持てる元気なふるさとづくりを行い、未来へ引き継いでいくための県民運動

④ シンポジウムの開催や集落座談会など地域に密着したコミュニケーション活動による意識・気運づくり

V 森林所有者情報等の収集体制の整備

1 現状と課題

森林の適切な管理について、行政機関や関係団体が適時・適切に指導・助言していくためには、森林所有者情報を正確に把握する必要がある。

森林所有者の情報については、国土利用計画法に基づく売買届出、地方税法に基づく固定資産課税台帳、不動産登記法に基づく登記簿、森林法に基づく地域森林計画策定のために林況等必要な事項をとりまとめた森林簿により、各行政機関が独自に管理している。

各行政機関が保有する森林所有者情報については、氏名、住所等の個人情報が含まれており、個人情報保護条例により、行政機関内部で情報を取り扱う事務の目的以外に利用できないこととされていることから、広く公表されている不動産登記法に基づく登記簿以外の森林所有者情報については、情報の共有が困難であった。

2 対応方策

平成23年4月22日の森林法の一部を改正する法律により追加された森林法第191条の2の規定^{*1}に基づき、森林法の施行に必要がある場合^{*2}は、行政機関内部での利用および他の機関に対する情報提供の依頼ができることとなった。

また、同じく追加された森林法第10条の7の2の規定^{*3}により、平成24年4月1日から新たに森林の土地の所有者となった旨の届出を当該土地の存する市町の長に提出することとなったところである。

以上のこと踏まえ、各行政機関が保有する森林所有者情報を一元的に集約し、正確に把握していくための仕組みづくりを行う必要がある。

※1 森林法191条の2 (森林所有者等に関する情報の利用等)

都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。(以下 略)

※2 森林法の施行のため必要がある場合とは、

- ・伐採及び伐採後の造林の計画の届出をしないで伐採が行われた場合の造林命令
- ・保安林における監督処分

などの諸制度を円滑に実施するために必要な場合をいう。

※3 森林法 10 条の 2 (森林の土地の所有者となった旨の届出等)

地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法第 23 条【土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出】第 1 項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

各行政機関が保有する森林所有者情報を一元的に集約するための、具体的な流れについては、次のとおりである。

森林所有者情報の集約・一元化の流れ (別図参照)

(1) 法務局

□不動産登記簿の登記済通知書情報を市町税務担当へ提供^{※1}

市町税務担当へ通知

(2) 市町

(税務担当)

□法務局から入手した登記済通知書情報を市町林務および土地担当へ提供

林務担当へ提供(内部利用)

□税務担当が独自調査し知り得た森林所有者情報のうち、森林法第 10 条の 7 の 2 に規定する森林の土地所有者となった旨の届出義務がある者に関する登記簿と異なる台帳情報について市町林務担当へ提供^{※2}

林務担当へ提供(内部利用)

(地籍担当)

□地籍調査で知り得た森林所有者情報を市町林務担当へ提供

林務担当へ提供(内部利用)

(土地担当)

□国土利用計画法に基づく土地売買等届出情報を市町林務担当へ提供

林務担当へ提供(内部利用)

(林務担当)

- 森林法に基づく森林の土地所有者となった旨の事後届出
　　(仮称) ふるさと山林情報管理センター[県]へ提供
- 税務担当から入手した登記済通知書情報、地籍担当から入手した森林所有者情報、土地担当から入手した国土利用計画法に基づく土地売買等届出情報を、
　　(県) ふるさと森林情報管理センター (仮称) へ提供
　　(仮称) ふるさと山林情報管理センター[県]へ提供

なお、市町林務担当は、税務担当、地籍担当、土地担当から入手した情報により、森林法に基づく森林の土地所有者となった旨の事後届出違反事案の把握・指導にも活用する。

(3) (仮称) ふるさと山林情報管理センター[県]

- 市町林務担当から提供を受けた各森林所有者情報を活用し、森林簿により森林所有者情報を正確に把握
- 市町へ森林簿情報を提供するとともに、関係法令および個人情報保護条例の適用の下で、必要に応じ外部へ提供

なお、例えば土地所有者は居住地を変更した場合であっても不動産登記簿への変更届出義務がないなど、各行政機関が保有する情報の集約・一元化を図っても、森林所有者を把握しきれないことも想定される。

このため、(仮称) ふるさと山林情報管理センター[県]においては、現地に出向き、地域の山林の実情に詳しい所有者から直接情報収集を行うなど「顔の見える関係」を築くことが重要である。

また、(仮称) ふるさと山林情報管理センター[県]では、県に届け出のあった監視区域内における土地取引の届出状況や地下水採取の届出状況について、個人情報に配慮しながら、可能な限りホームページや縦覧などにより広く県民へ情報公開していくことが望まれる。

※1 地方税法第382条

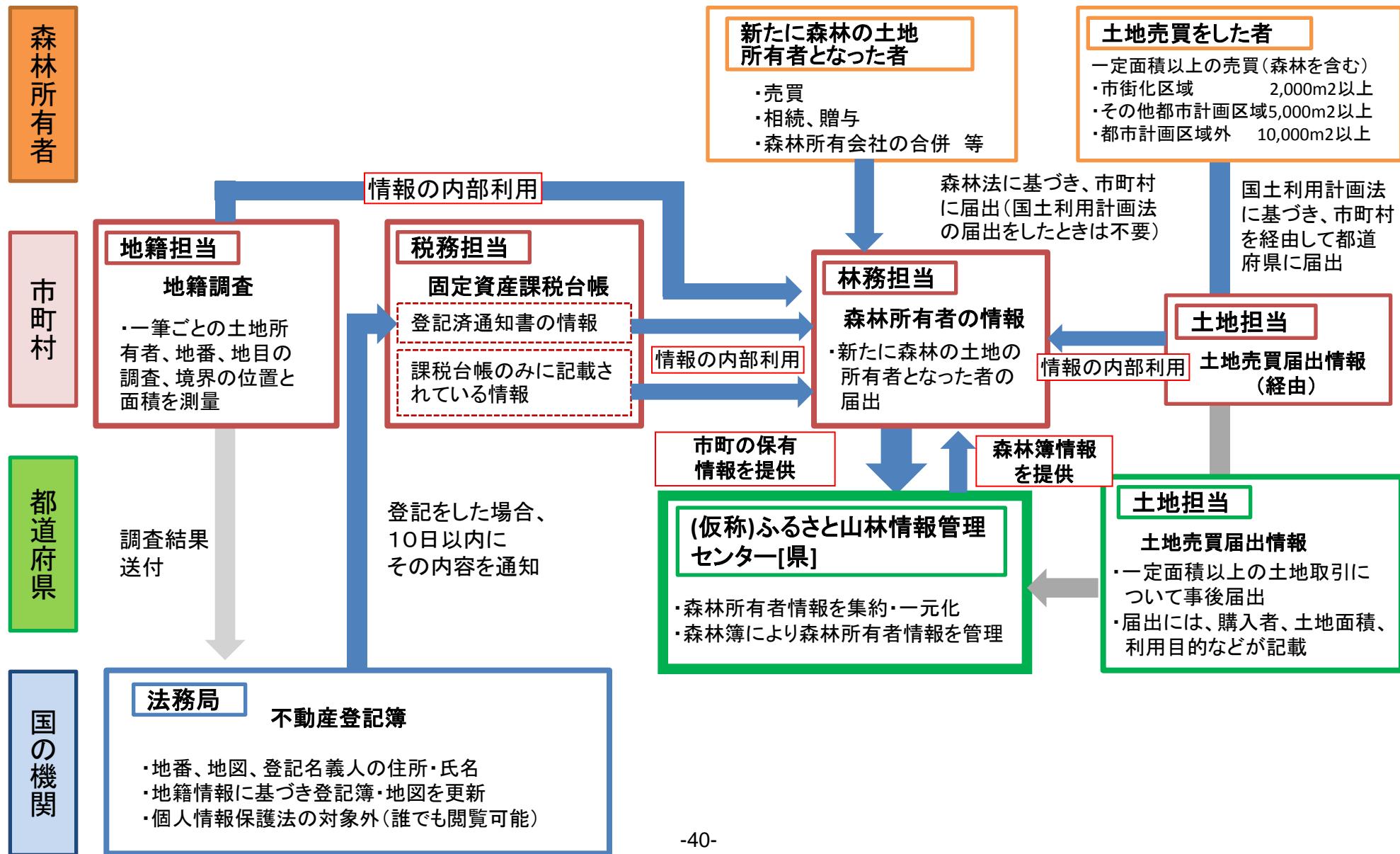
登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、十日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記又はこれらの登記の抹消、これらの権利の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記若しくは百年より長い存続期間を百年より短い存続期間に変更する地上権の変更の登記をした場合に準用する。 (以下 略)

※2 森林法 191 条の 2（森林所有者等に関する情報の利用等）による市町の税務部局が保有する情報の取り扱いについては、その具体について別途通知するとされていたが、平成 24 年 3 月 26 日付けで下記のとおり示されたところである。

「地方税法第 341 条第 1 項第 9 号に規定する固定資産課税台帳に記載されている森林法第 10 条の 7 の 2 に規定する森林の土地所有者に関する情報のうち、地方団体の税務部局が調査した結果知り得た情報については、同条の規定に基づき、同条が施行される平成 24 年 4 月 1 日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる情報に限り、市町村林務部局は地方団体の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることが可能である。」

森林所有者情報の収集体制(案)



VI 小規模な林地開発行為

1 現状と課題

森林において無秩序な開発が行われた場合、森林の有する水源かん養機能や水害の防止機能などに著しい支障をおよぼすおそれがある。

このため、保安林については原則転用解除を認めていないほか、保安林以外の森林で1ヘクタールを超える開発を行う場合には、森林法における林地開発行為許可制度の対象となっており、森林の持つ公益的機能の確保が図られている。

しかしながら、1ヘクタール以下の小規模な開発行為であっても、重要な水源付近での開発行為は、汚濁水の流入やかん養機能の低下などが発生する懸念がある。

2 対応方策

県では、こうした小規模な林地開発行為について、既に届出制度を導入している。

しかしながら、罰則等の規定はなく行政指導のみであることから、特に重要な水源地域である監視区域における小規模林地開発行為については、今回検討している条例において、

- ・無届出開発あるいは森林の持つ水源涵養機能等の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある開発行為に対する中止・復旧命令

- ・違反者に対する罰則規定

を設けるなど、より実効力のある規制として条例化し、水源地域の保全を強化していく必要がある。

なお、通常の管理行為として、例えば標識や作業道のゲート、簡易な水路や柵の設置などについて規制の対象外とするために、面積に下限を設けることが考えられる。

(仮称) 福井県水源地域保全条例 骨子素案の概要

【目的】

水源地域の保全に関して、基本理念、関係者の責務・役割を明確にし、水源地域の適正な土地利用の確保と地下水の採取など必要な事項を定めることにより、ふるさと福井の豊かな水の恵みを育む山林を将来に渡り守り引継ぐことを目的にします。

【基本理念】

水源地域の保全は、県、市町、土地所有者等および県民の適切な役割分担と相互連携の下に推進されなければなりません。

【県の責務と関係者の役割】

県の責務、市町の役割、事業者の役割、森林組合の役割、土地所有者の役割、県民の役割を定めます。

【監視区域の指定】

知事は、水源地域の保全のために、特に適正な土地利用と地下水の適正採取を図る必要のある民有林を監視区域に指定します。

【監視区域における土地の権利の移転等】

○土地所有権等の移転等の事前届出

- ・監視区域内の土地の所有権等の移転等を行おうとするときには、土地の所有者等は契約を締結する30日前までに知事に届出なければなりません。

○土地所有権等を有する法人を支配した場合の事後届出

- ・監視区域内の土地の所有権等を有する法人を支配(株式または出資の過半を保有)することになったときは、30日以内に知事に届け出なければなりません。

○助言

- ・知事は、土地の所有権等の移転等の届出を受けた場合には、売主および買主予定者に対して、当該土地の利用方法など必要な助言を行うものとします。

○勧告・命令および過料・公表

- ・知事は、土地所有者等が届出をしないとき、また虚偽の届出をした場合には、適正に届出するよう勧告・命令し、正当な理由なくこれに従わないときは3万円以下の過料に処すとともに、氏名等を公表することができます。

【監視区域における小規模林地開発行為】

○開発行為の届出

- ・監視区域内で小規模な開発(森林法の林地開発許可制度の対象とならない小規模なもの)をしようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければなりません。

○勧告・命令および過料・公表

- ・次のような場合、知事は勧告・命令し、正当な理由なくこれに従わないときは5万円以下の過料に処すとともに氏名等を公表することができます。

- ①届出をしないで、あるいは虚偽の届出により開発を行ったとき
- ②森林の持つ水源涵養機能等の維持に支障があると認められるとき

【監視区域における地下水の適正な採取】

○事前調査の届出

- ・監視区域において吐出口断面積が一定規模を超える揚水施設を設置しようとする者は、周辺井戸等に対する影響調査を実施しなければなりません。また、調査の30日前までに知事に影響調査計画を届出なければなりません。

○採取計画の届出

- ・監視区域において事前調査を行った者が吐出口断面積が一定規模を超える揚水施設を用いて地下水を採取しようとする場合は、60日前までに事前調査結果報告書を添付して知事に採取計画を届出なければなりません。

- ・知事は採取計画の届出があったときは、関係市町長の意見を聴きます。

○採取計画の変更命令

- ・知事は、採取計画に基づく地下水の採取が監視区域の水資源に影響を生じさせると認める場合は、採取計画の変更を命じることができます。

○地下水採取量等の報告

- ・採取計画の届出をした者は水量測定器および水位観測器を設置し、定期的に採取量および水位を知事に報告しなければなりません。

○勧告・命令および過料・公表

- ・次のような場合、知事は勧告・命令し、正当な理由なくこれに従わないときは5万円以下の過料に処すとともに氏名等を公表することができます。

- ①監視区域の地下水位が低下するなど水資源保全のため特に必要があると認めるとき
- ②届出をしないで揚水設備の設置・変更をしたとき
- ③虚偽の届け出をしたとき、または届出内容を超えて採取しているとき
- ④採取計画変更命令に違反したとき

【その他】

○市町村条例との関係

- ・市町が定める条例の規定の内容がこの条例と同一の目的である場合、この条例の規定の適用については当該市町長と知事が協議して定めます。

(仮称) 福井県水源地域保全条例の骨子素案

I 総則

1 目的

- ・水源地域の保全に関して必要な事項を定めることにより、県民の安全で安心な生活に不可欠なふるさと福井の豊かな水の恵みを育む山林を将来に渡り守り引き継いでいく。

2 定義

- ・必要な用語を定義する。

3 基本理念

- ・水源地域の保全について、県、市町、事業者、土地所有者等および県民の適切な役割分担ならびに相互連携の下に推進する。

4 県の責務および関係者の役割

- ・県の責務および市町、事業者、土地所有者等、および県民の役割を定義する。

5 関係機関への協力要請

- ・条例の施行に当たって必要があるときは、行政機関その他関係機関に対し必要な協力を求めることができる。

II 水源地域の保全に関する基本的施策

6 基本施策

- ① 森林が有する水源を涵養する機能の維持増進
- ② 水源地域の保全のための適正な土地利用の確保
- ③ 水源地域の保全のための地下水等の水量の保全
- ④ 県民や事業者等の水源地域の保全に対する理解の促進

7 森林が有する水源を涵養する機能の維持増進

- ・県は、水源地域の森林について、森林法に基づく保安林指定の推進、森林整備の推進その他必要な措置を実施する。

8 県民等の理解の促進

- ・県は、水源地域の保全に対する県民等の理解を促進するための普及啓発を行う。

III 監視区域の指定

9 監視区域の指定

- ・知事は、水源地域の保全のために、特に適正な土地利用と地下水の適正採取を図る必要のある民有林を監視区域に指定する。
- ・監視区域の設定にあたっては、公告・縦覧の手続き等を経て、告示により指定する。
- ・監視区域の指定にあたっては、事前に関係市町長の意見を聴取しなければならない。

IV 監視区域における適正な土地に関する権利の移転等

10 土地に関する権利の移転等の事前届出

- ・監視区域内の土地所有者は、土地に関する権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、契約締結の30日前までに知事に届出^{*}しなければならない。

※届出事項

- ・売主・買主予定者の住所・氏名・連絡先
- ・契約対象の権利（所有権、地上権、賃借権など）
- ・契約予定年月日
- ・土地に関する事項（地番、地目、面積、土地利用の現況）
- ・買収後の土地利用目的
- ・管理予定者の氏名・住所・連絡先
- ・買主が国外の場合は、国内の連絡先 など

11 山林を所有する法人の過半の株式等の取得により、当該法人の山林を実質的に所有する者の事後届出

- ・監視区域の土地に関する権利を所有している法人の議決権の過半数の株式または出資を保有することになった者について、当該法人が、30日以内に知事に届出しなければならない。

※届出事項

- ・議決権の過半数の株式・出資を保有することになった者の住所・氏名（名称）・連絡先
- ・当該法人が土地に関する権利を所有する監視区域内の土地に関する事項（地番、地目、面積、土地利用の現況） など

12 市町長への通知

- ・知事は、10 および 11 の規定による届出があったときは、当該届出に係る土地が所在する市町の長にその内容を通知する。

13 助言

- ・知事は、監視区域の事前届出があったときは、売主および買主予定者に対し、土地の利用の方法などについて助言する。

14 報告の徴収

- ・知事は、10 および 11 の規定による届出者に対し当該土地の利用状況等に關し、必要な報告を求めることができる。

15 勧告

- ・知事は、監視区域の土地に関する権利を有する者が、10 および 11 の規定による届出しないときや虚偽の届出をしたとき、または 14 の規定による報告をしないときや虚偽の報告をしたときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

16 命令

- ・知事は、勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めて当該勧告に従うよう命じることができる。

17 公表

- ・知事は、命令を受けた者が、当該命令に従わなかつたときは、その旨および当該命令の内容を公表することができる。

18 過料

- ・知事は、命令を受けた者が当該命令に従わなかつたときは、3 万円以下の過料を科すことができる。

V 監視区域における小規模林地開発行為

19 開発行為の届出

- ・監視区域（保安林を除く。）において一定の規模（0.1ha以上1ha以下）の小規模林地開発行為（土地の形質を変更する行為）をしようとする者は、その旨を知事に届出なければならない。
- ・ただし、火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合または国および地方公共団体等が行う事業は除く。

20 変更の届出

- ・前条の届出をしたもの（以下、「届出開発者」という。）は、当該届出事項の変更をしようとするときは、その旨を知事に届出なければならない。

21 市町長への通知

- ・知事は、19および20の規定による届出があったときは、当該届出に係る土地が所在する市町の長にその内容を通知する。

22 休廃止の届出

- ・届出開発者は、開発行為を休止し、または廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届出なければならない。

23 完了の届出

- ・届出開発者は、開発行為を完了したときは、完了した日から10日以内に、その旨を知事に届出なければならない。

24 励告

- ・知事は、19または20または22または23の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした場合、開発行為の中止または必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- ・知事は、小規模開発行為により森林の持つ水源涵養機能等の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

25 命令

- ・知事は、勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めて当該勧告に従うよう命じることができる。

26 公表

- ・知事は、命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨および当該命令の内容を公表することができる。

27 過料

- ・知事は、命令を受けた者が当該命令に従わなかったときは、5万円以下の過料を科すことができる。

VI 監視区域における適正な地下水採取

28 事前調査の届出

- ・監視区域において吐出口断面積が一定規模を超える揚水施設を設置しようとする者は、周辺井戸等に対する影響調査を実施するものとし、30日前までに知事に影響調査計画を届け出なければならない。

※届出事項の想定

- ・井戸の位置および1年間に採取を予定する地下水の量
- ・影響調査のために採取する地下水の量および採取の期間
- ・地下水採取の目的・用途 など

29 事前調査についての意見

- ・事前調査の届出があったときに、知事は調査方法等について監視区域の水資源保全の見地から意見を述べることができる。

30 採取計画の届出

- ・監視区域において事前調査を行った者が吐出口断面積が一定規模を超える揚水施設を用いて地下水を採取しようとする場合は、60日前までに事前調査結果報告書を添付して知事に採取計画を届け出なければならない。
- ・知事は、採取計画の届出があったときは、関係市町長の意見を聞くものとする。

※届出事項の想定

- ・井戸の位置および1年間に採取を予定する地下水の量
- ・揚水機の吐出口の断面積その他揚水設備に関する事項
- ・水量測定器に関する事項
- ・地下水採取の目的・用途 など

31 採取計画変更命令

- ・知事は、採取計画に基づく地下水の採取が監視区域の水資源に影響を生じさせると認める場合は届出の日から 60 日以内に限り採取計画の変更を命じることができる。

32 地下水採取量等の報告

- ・採取計画の届出をした者は水量測定器および水位観測器を設置し、採取量および水位を記録するとともに、定期的に採取量および水位を知事に報告しなければならない。

33 報告および立入調査

- ・知事は、地下水の採取状況等必要な事項に関し報告を求めることができるとともに事業所ならびに揚水設備を設置している土地に立入り、検査をさせることができる。この場合はあらかじめその旨を通知しなければならない。
- ・この規定の立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

34 励告

- ・知事は、次のような場合、地下水採取量の制限など必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
 - ① 監視区域内の地下水位が低下するなど水資源保全のため特に必要があると認めるとき
 - ② 届出をしないで揚水設備の設置・変更をしたとき
 - ③ 虚偽の届け出をしたとき、または届出内容を超えて採取しているとき
 - ④ 知事の求める報告をしなかったとき、または虚偽の報告をしたとき
 - ⑤ 立入検査を拒んだとき

35 命令

- ・知事は、勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めて当該勧告に従うよう命じることができる。

36 公表

- ・知事は、命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨および当該命令の内容を公表することができる。

37 過料

- ・知事は、命令を受けた者が当該命令に従わなかったときは、5万円以下の過料を科すことができる。

VII 雜則

38 適用除外

- ・第IV章の規定は国、地方公共団体等には適用しない。
- ・第V章の規定は国、地方公共団体、水道事業者等には適用しない。

39 市町の条例との関係

- ・市町が定める条例の規定の内容が、この条例と同一の目的である場合、この条例の規定の適用については、当該市町長と知事が協議して定める。

40 規則への委任

- ・この条例のほか、施行に必要な事項を規則で定める。

水源地域保全のためのふるさと山林売買等監視システムのイメージ

